

# 総額5億4,887.5万円 商品券取扱店の募集 秋川溪谷プレミアム付商品券を発行します 是非ご登録をお願いいたします

あきる野商工会では、あきる野市・檜原村の支援のもと景気喚起対策事業として、市内・村内の店舗で使用できる15%（一般）と25%（特別）のプレミアムが付いた期間限定の『秋川溪谷プレミアム付商品券』を発行いたします。

**この商品券を取り扱うには、取扱店として商工会へ登録が必要です。**

取り扱いご希望の事業所は、裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、令和元年6月28日（金）までにあきる野商工会へFAXまたは窓口（本所又は支所）までお申込みください。

## 商品券の種類

### ① 一般商品券『A券・B券』（15%のプレミアム付）

購入対象者：あきる野市・檜原村在住、在勤者の方

内 容：500円の商品券23枚綴り11,500円分を1冊10,000円で販売。

23枚の内訳は「全ての取扱店で使用できるA券13枚」と「大型店で使用できないB券10枚」となります。

※大型店とは、あきる野市または檜原村に本店登記（機能）がなく、一般の店舗に比べて規模が大きな量販店等とします。

### ② 特別商品券『C券』（25%のプレミアム付）

購入対象者：あきる野市・檜原村に在住する非課税者及び3歳未満の子ども（2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子ども）がいる世帯の世帯主の方で、且つ、あきる野市・檜原村が交付する「購入引換券」をお持ちの方

内 容：500円の商品券10枚綴り5,000円分を1冊4,000円で販売。

内訳は「全ての取扱店で使用できるC券10枚」となります。

## 登録資格

あきる野市・檜原村にある事業所とします。

\*登録料及び換金手数料（当会指定の金融機関に限る）は、いたしません。

\*9月に取扱店の説明会を開催し、取扱方法や換金方法等について詳細にご説明いたします。

## 商品券使用期間

令和元年10月1日（火）～令和2年2月14日（金）

## その他

この商品券は、ビール券、お米券、図書カード、他の商品券、ギフト券、切手、印紙等の換金性の高いものや公序良俗に反するもの、国・地方公共団体への支払い、行政指定ごみ袋、たばこの購入には使用できません。

# 取扱店登録については裏面をご覧ください。

申込期限は令和元年6月28日（金）までとなります。